

担 保 権 者 等 に 対 す る 差 押 通 知 書

別添(差押書)(第3債務者等に対する差押通知書)(差押調書)のとおり、滞納金額を徴収するため差押えをしましたから、通知します。
(根拠法令—国税徴収法第53条第1項、第55条、第64条、同法施行令第22条第1項)

年 月 日

美唄市長

印

保険者又は共済事業者
担保物権者、賃貸権者その他の権利者
仮登記の権利者
仮差押え又は仮処分をした執行裁判所 氏 名
執行官又は強制管理者 の
抵当権又は登記できる質権若しくは先取 又は名称
特権により担保される債権を差し押さえ
た場合の当該抵当権若しくは質権の設定
者又は先取特権がある財産の権利者

様

添 付 書 類

(差押書)(第3債務者等に対する差押通知書)(差押調書)

1部

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1)審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。